

発福第329号
平成29年8月7日

鳥取県東部広域行政管理組合
廃棄物等審議会 会長 様

鳥取県東部広域行政管理組合
管理者 鳥取市長 深澤義彦



一般廃棄物の処理手数料及び公の施設の利用料金の改定について（諮問）

鳥取県東部広域行政管理組合廃棄物等審議会条例（平成17年鳥取県東部広域行政管理組合条例第4号）第2条の規定により下記のとおり諮問します。

記

1 諮問事項

一般廃棄物の処理手数料及び公の施設の利用料金の改定について

- (1) 一般廃棄物の処理手数料（不燃物処理手数料）
- (2) 因幡霊場の利用料金
- (3) 白兔グラウンド・ゴルフ場の利用料金

2 諮問理由

一般廃棄物の処理手数料及び公の施設の利用料金については3年ごとに見直すこととしていることから、各施設の現状及び今後の見通しを踏まえ、料金改定の適否を含め貴審議会に諮問するものであります。